破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５３２号
栃木県宇都宮市幕田町310番地５
債務者　有限会社エムケー
代表者代表取締役　亀井　　栄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成29年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３７号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目25番６号
債務者　有限会社栃木アド・エージェンシー
代表者取締役　岡崎　啓二
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　真一
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前９時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４９号
千葉県松戸市五香西１丁目30番地の15
債務者　生産者株式会社
代表者代表清算人　伊藤　順造
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虎井　民子
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５１号
千葉県柏市若柴69番地１
債務者　三浦水産株式会社
代表者代表取締役　山田　　学
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　悠
4　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前10時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８６８９号
東京都台東区台東２丁目25番６号
債務者　株式会社イー・エム・エンジニアリング
代表者代表取締役　高野　省三
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　清文
4　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市中畝２丁目７番43号
債務者　奈良崎正志
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　祐一
4　破産債権の届出期間　平成29年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７００号
仙台市太白区郡山７丁目６番５号　佐藤アパート２Ｆ西
債務者　佐藤美喜子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７０９号
仙台市太白区西の平１丁目22番24号　クレストールＢ―202、従前の住所仙台市青葉区水の森２丁目20番32号　アシェイド・Ｉ―103
債務者　千田　　亨
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　力
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
徳島県徳島市応神町古川字東中道45番地の10、旧住所徳島県徳島市応神町古川字東中道45番地５
債務者　西岡　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永本　能子
4　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後４時40分
6　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０４号
愛知県一宮市八幡４―７―７　ヴィラージュ八幡203、住民票上の住所愛知県一宮市萩原町串作字才勝1441番地２
債務者　村松　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品さくら
4　破産債権の届出期間　平成29年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９２号
富山市中大久保467番地５
債務者　中村　裕平
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣野　　聡
4　破産債権の届出期間　平成29年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
富山県魚津市石垣新1250番地26
債務者　小田　義徳
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　貞義
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第３９６号
相模原市中央区清新５丁目21番１―308号
債務者　五十嵐吉弘
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今西　隆彦
4　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月１日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８３２１号
東京都文京区千駄木３丁目38―２―801
債務者　志田亜里紗
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高根　英樹
4　破産債権の届出期間　平成29年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部